

四日市市農委規程第2号

四日市市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月31日

四日市市農業委員会

会長 藤谷克彦

四日市市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

四日市市農業委員会事務局規程（昭和36年農委規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務の処理)</p> <p>第5条 事務の処理に当たっては、会長の決裁を受けるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については事務局長、事務局次長において専決することができる。</p> <p>事務局長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の届出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知者の交付に関すること。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p>	<p>(事務の処理)</p> <p>第5条 事務の処理に当たっては、会長の決裁を受けるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については事務局長、事務局次長において専決することができる。</p> <p>事務局長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第4条第1項第7号及び同法第5条第1項第6号の届出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知者の交付に関すること。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p>

<p>事務局次長専決事項 (1) から (7) まで (略)</p>	<p>事務局次長専決事項 (1) から (7) まで (略)</p>
--	--

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

(農業委員会事務局)